(その1)

収支報告書

平成28年分
(　　開催分)

(ふりがな)　ふじかわまさひとくんとあすのあいちをつくるかい

1 政治団体の名称　藤川政人君と明日の愛知を創る会

2 主たる事務所の所在地　愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田713番地

3 代表者の氏名　藤川　政人

4 会計責任者の氏名　津田　修一

事務担当者の氏名

宮島　陽介

(電話)　052-485-8361

(電話)

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類(現職・候補者の別)	参議院議員(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	藤川　政人

愛知県選挙管理委員会 29.4.10 第　号

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	藤川　政人
公職の種類(現職・候補者の別)	参議院議員(現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

1671

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	4,550,136
（前年からの繰越額）	1,256,044
（本年の収入額）	3,294,092
支　出　総　額	1,751,350
翌年への繰越額	2,798,786

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	910,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	2,000,000	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	2,910,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	2,910,000	

(その３)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
「ロシア外交とナショナリズム」講演会／懇親会	384,000	H28/12/10　若宮の杜　迎賓館　1階　橘の間 名古屋市中区栄三丁目35-30
この頁の小計	384,000	
合　　計	384,000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	92	
合　　計	92	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
二村　豈則	60,000	H28/2/8	丹羽郡扶桑町柏森中島170-4	弁護士	
杉浦　秀延	100,000	H28/2/12	碧南市築山町1-76	会社社長	
金光　公明	50,000	H28/2/19	瀬戸市原山町107-7	会社社長	
伊藤　和義	50,000	H28/2/23	名古屋市瑞穂区弥富町清水ヶ岡42	会社社長	
野口　明久	50,000	H28/3/14	名古屋市昭和区南分町6丁目44番地11	会社役員	
伊藤　伸一	100,000	H28/11/15	一宮市桜1-9-9	病院理事長	
この頁の小計	410,000				
その他の寄附	500,000				
合計	910,000				

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
藤川政人後援会	2,000,000	H28/2/26	丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田713番地	川村悌弐	

この頁の小計	2,000,000
その他の寄附	0
合計	2,000,000

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	28,500	
(4) 事務所費	66,586	
小計	95,086	0
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	922,136	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	734,128	0
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	8,760	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	725,368	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	1,656,264	0
合計	1,751,350	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		／ 3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
年間購読料	28,500	H28/4/18	㈱プレジデント社	東京都千代田区平河町2-16-1 平河町森ﾀﾜｰ13階	
	／	／	／		
この頁の小計	28,500				
その他の支出	0				
合計	28,500				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		／ 4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
平成27年分監査費用	58,674	H28/10/11	高取俊二	名古屋市西区名駅二丁目27番15号 ﾌﾞﾘﾘｱﾀﾜｰ406	
この頁の小計	58,674				
その他の支出	7,912				
合計	66,586				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				大会費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費	20,000	H28/3/2	新時代政策研究会	豊川市旭町12番地	
会費	15,000	H28/3/28	「堀場章氏旭日小綬章」受章祝賀会	名古屋市西区貴生町107-9 ｱｰﾊﾞﾝﾊｳｽK' S201号	
会費	20,000	H28/4/11	淳政会	瀬戸市西長根町83 Kｲﾝﾀｰﾋﾞﾙ2F	
騎虎の会会費	20,000	H28/4/25	伊藤忠彦後援会	知多市岡田字向田61	
会費	20,000	H28/4/25	八木てつや国政報告会 八心会	豊田市神田町1-5-9	
会費	20,000	H28/9/4	伊藤園子先生叙勲受章祝賀会	名古屋市中区錦3丁目11番13号 名古屋ｶﾞｰﾃﾞﾝﾊﾟﾚｽ4階	
会費	20,000	H28/9/6	東海素淮会	名古屋市中村区吉町13番地	
会費	20,000	H28/11/7	周平懇和会 衆議院議員青山周平政策ﾌｫｰﾗﾑ輝く未来	岡崎市伝馬通5丁目63-1	
大見正君を励ます会会費	20,000	H28/12/5	大見正後援会	安城市花ノ木町11-14 浅谷ビル2階	
この頁の小計	175,000				
その他の支出	399,700				
合計	574,700				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				通信費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
郵送代	10,824	H28/2/10	日本郵便㈱ 名古屋那古野郵便局	名古屋市西区那古野2-18-1	
郵送代	10,988	H28/11/8	日本郵便㈱ 千種郵便局	名古屋市千種区今池4-9-18	
この頁の小計	21,812				
その他の支出	4,054				
合計	25,866				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 渉外費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
研修昼食費	17,500	H28/4/19	(株)ブルーコーナー	東京都大田区羽田空港3-5-10 ユーティリティセンタービル2F	
賛助会費	20,000	H28/9/27	公益財団法人オイスカ	東京都杉並区和泉二丁目17番5号	
この頁の小計	37,500				
その他の支出	211,900				
合計	249,400				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 旅費・交通費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
貸切バス代金	70,000	H28/4/19	東京都交通局自動車部営業課長	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号（都庁第二本庁舎）	
この頁の小計	70,000				
その他の支出	2,170				
合計	72,170				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
				宣伝広報費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	8,760				
合計	8,760				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費 「ロシア外交とナショナリズム」講演会／懇親会	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
JR乗車券代金	29,360	H28/12/6	JTB首都圏　国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1 参議院別館2階	
宿泊代	32,610	H28/12/7	名古屋マリオットアソシアホテル	名古屋市中村区名駅1-1-4	
講演料	111,370	H28/12/10	木村　三浩	東京都新宿区下落合1-2-5　第23鈴木ﾋﾞﾙ2F	
会場費	544,023	H28/12/22	㈱名古屋観光ホテル	名古屋市中区錦一丁目19番30号	
この頁の小計	717,363				
その他の支出	8,005				
合計	725,368				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年　4月　5日

政治団体の名称　藤川政人君と明日の愛知を創る会

会計責任者の氏名　津　田　　修　一　津 (印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２９年４月５日

藤川政人君と明日の愛知を創る会
代表　藤　川　政　人　殿

登録政治資金監査人　高取俊二
登　録　番　号　　第　４８９７　号
研修終了年月日　平成２７年７月３１日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、藤川政人君と明日の愛知を創る会の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、藤川政人君と明日の愛知を創る会の主たる事務所の人員不足及び帳簿等の保存スペースの関係から、円滑な政治資金監査の実施が困難であると高取俊二が判断したため、藤川政人君と明日の愛知を創る会の従たる事務所（名古屋市西区那古野二丁目２３番２１号）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号の規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号の規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号の規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号の規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

藤川政人君と明日の愛知を創る会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、藤川政人君と明日の愛知を創る会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上